

# もくじ

---

はじめに .....	2
本冊子の使用にあたって .....	4
事例 1: 特殊寝台の使用高さが変わることのリスク .....	6
事例 2: フットボードを外すことによるリスク .....	8
事例 3: 臀部の発赤による用具の検討・提案 .....	10
事例 4: 特殊寝台付属品(ベッド用手すり)の取り外しによる転倒リスク .....	12
事例 5: トランスマーケットの使用方法の共有が必要な事例 .....	14
事例 6: 手すりの設置位置の変更によるリスク .....	16
事例 7: 手すり(天井突っ張り型)の使用頻度・時間経過に伴うリスク .....	18
事例 8: 歩行器駐車ブレーキの解除忘れによるリスク .....	20
事例 9: 歩行器の使用場面の確認と調整不足によるリスク .....	22
事例 10: 歩行器の自己流操作による転倒リスク .....	24
事例 11: 病気の進行で車いすの不適合が生じた事例 .....	26
事例 12: 車いすレッグサポート取り外しによるリスク(サービス付き高齢者向け住宅) .....	28
事例 13: 慣れによる電動車いす(ハンドル形)事故の危険 .....	30
事例 14: 病状の進行によってリフトのスリングシートと車いすが合わなくなっていた事例 .....	32
事例 15: がん療養中の状態変化と要望を受けての提案 .....	34
まとめ - 安全な利用のために .....	36
協会の冊子紹介 .....	38
委員名簿 .....	39

---

## 事例 13

## 慣れによる電動車いす(ハンドル形)事故の危険

## 基本情報

**[利用者の情報]** 男性／80歳／要支援2(例外給付)／両側変形性膝関節症  
／同居家族:妻と二人暮らし

**[利用用具(種別)]** 電動車いす(ハンドル形電動車いす)

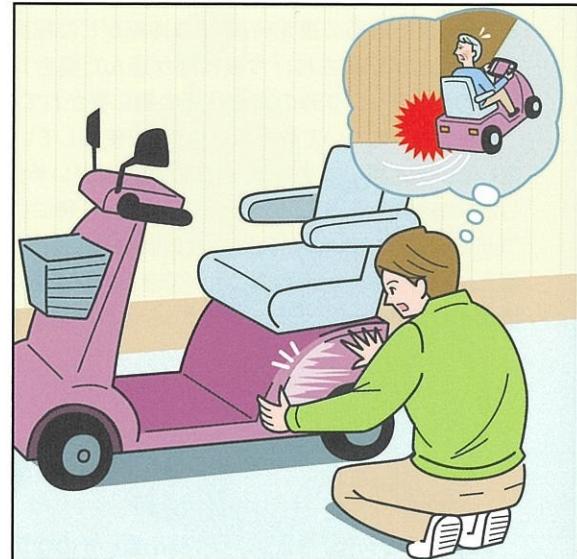
**[貸与開始からの経過期間]** 12ヶ月

**[障害高齢者の日常生活自立度]** J1

**[認知症高齢者の日常生活自立度]** I

**[他サービス利用状況]** なし

**[福祉用具利用目標]** 電動車いすを使用することで転倒を防止し、一人で通院等外出することができ、少しずつ行動範囲を広げることができる



## 事例の概要

3回目(12ヶ月)のモニタリングで訪問。電動車いす(ハンドル形)を点検すると左側後方に擦りキズが確認された。利用者にキズの確認を行うと、「どこで接触したのかわからない」とのこと。2回目(6ヶ月)のモニタリングでは確認できていないことから、半年以内のキズと思われる。

## 確認結果

- 使用説明・使用の指導     機器の調整
- 関係職種に注意喚起     使用機種・用具の再検討
- その他

両側変形性膝関節症とのため家に閉じこもりがちだった。利用状況の確認を行うと、導入時の利用目的では通院であったが、最近はスーパーへの買い物にも利用されていることが確認できた。行先をタブレットで確認すると、目的地までの最短距離には横断歩道が多く、踏切もあった。左側後方のキズから内輪差についての注意と改めて事故防止の注意喚起、操作指導を行った。

## 考えられる要因

- 慣れによる自信から、生活行動範囲が広くなり、右側でなく、スーパーに行く際など左側通行を多くしていたことが要因と思われる。

この事例のポイント (モニタリングの際の留意点、選定に必要な情報などをメモしておきましょう)

## 加島先生の視点

6か月後のモニタリングではキズが見られず、その6か月後のモニタリングで発見できてよかったです。本事例だけでなく左後方部のキズは多く見られると思います。街でハンドル形電動車いすを見かけると、驚くほど左側走行をしている人が多いです。従って、搬入時の操作説明だけでは、右側走行をしない、もしくは最初はしたとしてもしなくなることを前提に操作説明をしたり、それぞれのモニタリング時に説明しなければならないと考えたほうが良いでしょう。

ハンドル形電動車いすによる事故については、平成27年10月23日 消費者安全調査委員会による「ハンドル形電動車いすを使用中の事故に係る事故等原因調査について」9\_keika\_honbun.pdf (caa.go.jp)において、平成24年以降に発生した事故(15件)のうち、調査委員会が現地調査を行った12件が掲載されています。

このような資料を初回、そして2回目のモニタリングで見せて説明し、重症になる事故が発生していることを説明し、事故を防ぐためのモニタリングが必要ではないでしょうか。左折時の巻き込み事故では自分が加害者になるということ、物損でなく人身事故の場合の対応「けが人がいる場合は119番に連絡」「けが人の有無に係わらず、どのような事故でも必ず警察に110番通報」「貸与事業所及び保険会社にも速やかに事故の報告」「事故現場の住所や相手方の連絡先を記録する」という流れの説明が必要です。この流れは言葉で説明するのではなく、箇条書きか、フローチャートで記録誌を作成し渡しておくといいでしょう。

## 小林先生の視点

電動車いすの利用は、移動に関する自己効力感を高め、生活範囲を広げることにつながることが多いです。本事例の場合でも、生活範囲を拡大し、日中の活動量も増加したことが伺え利用目的を達成できていて素晴らしいと思います。その反面、当初の利用目的を超えた利用範囲となっていることに対して、他のサービスを利用していないことも加わり、モニタリングまで介護支援専門員と福祉用具専門相談員が把握できていなかったという点に注意が必要です。

本事例のように要支援で電動車いすを利用し始めた方は、使用経験による慣れと自信に加えて自己効力感の高まりにより、利用範囲を広げていくことが予測されます。安全な利用に繋げるためには、以下の点を配慮していただくと良いと思います。

1つ目は、多くの利用者において、元々の生活習慣の範囲で利用が拡大されていくため、導入時に生活歴を聴取して、利用範囲を想定しておくことが重要です。その上で、聴取した生活歴に基づいてモニタリング時に面接し、正確な利用状況を把握することが大切です。面接時に、「使用はどうですか?」と漠然とした内容ではなく、「目的の○○までの移動での使用はどうですか?他のところへの使用も考えられていますか?例えば、以前行かれていたという○○とか」というように利用者が具体的に答えやすい内容を質問することが大切です。

2つ目は、要支援の利用者の場合、福祉用具専門相談員のモニタリング時以外で利用状況の把握が難しいという点に注意が必要です。本事例のように、福祉用具以外のサービスを利用していないことや介護支援専門員の自宅訪問の頻度が少ないこともあります。そのため、利用開始時の目的以外の使用がみられた際の情報が得られるように、家族、介護支援専門員、ご近所、医療機関などと連携体制を構築しておくと良いと思います。

利用目的以外の利用の情報が入った場合は、可能な限り早くモニタリングに行き、利用状況や移動環境を把握するとともに、必要に応じて実際の操作場面を練習できるように訪問リハビリテーション等と短期的な連携を提案することもリスク管理につながります。

## 福祉用具専門相談員の視点

電動車いすの車体のキズなどの外見から使用状況の変化を確認することができますが、多くの電動車いす(ハンドル形)は利用者の使用走行距離を確認することができます。季節によって使用頻度の差はありますが、前回のモニタリング時より極端な走行距離の増減は生活環境や行動範囲に変化があった可能性が高いと思いますので詳しく使用状況を確認することが大切です。

事例のように、電動車いすの利用により行動範囲が増えていくことは、サービス計画書の利用目標が達成できており良い傾向と思われます。アセスメント時の使用目的のゴールから行き先(使用目的)が増えることは往々にして起こりうる事例ですので、利用者の使用状況の変化に応じて、一人で安全に運転ができるように継続的な運転指導が大切です。また最近はタブレット端末を使用している専門相談員が増えてきました。行先をマップで検索すると経路も確認できます。本事例のように目的地までの経路で踏切がある場合は、可能な限り電動車いすでの踏切の横断は避け、迂回路を検討するよう指導して頂きたいと思います。電動車いすはタイヤ幅が太く、線路の隙間にはまるとなかなか抜け出しができません。他に迂回路がないことから止むを得ず、踏切を横断する場合は、踏切の端に寄らない(脱輪防止)等の運転指導を専門相談員と一緒に現地で行って頂きたいと思います。